

熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

熱海市（以下「本市」という。）は令和4年9月28日に「ゼロカーボンシティ」宣言を表明した。2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指して、脱炭素社会に向けた取組みを市・市民・事業者・観光客等が一体となって推進しているところである。

本市の「ゼロカーボンシティ」の実現には、徹底的な省エネや再生可能エネルギーの最大限の導入が求められる一方、本市における自然的・経済的・社会的条件といった地域性を踏まえた、実現性の高い効果的な施策が必要である。

本業務は令和4年12月に策定した第三次熱海市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画を含む）を基に、徹底的な省エネによるエネルギー消費量の削減と併せて、再生可能エネルギーポテンシャルを活用し、本市の目指す環境像「未来へつなぐ 海と山と湯のまち 熱海」を踏まえ、再生可能エネルギー等の調査・分析の他、最新技術を含めた脱炭素化に向けた具体的な施策や実施スケジュールの提案を盛り込んだ「熱海市脱炭素ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）」を策定することを目的とする。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年1月15日まで

(3) 業務内容

委託業務の内容は、別紙「熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託仕様書」による。

(4) 業務委託費上限額

11,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 特記事項

本業務は、国庫補助事業「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援（第1号事業の

1)」の趣旨に沿った内容とする。なお、本業務の受託者は、当該補助事業に係る必要な支援を行うこと。

(6) スケジュール（都合により変更する場合があります）

日程	内容
令和6年6月27日（木）	・プロポーザル実施要領及び仕様書の公表 ・参加申込書の受付開始 ・質問の受付開始
令和6年7月2日（火）午後5時	・質問の受付締切
令和6年7月4日（木）	・質問の回答（随時ホームページへ掲載）
令和6年7月10日（水）	・参加申込書の提出期限
令和6年7月23日（火）	・プレゼンテーション・ヒアリング参加要請通知
令和6年8月7日（水）午後5時	・企画提案書等の提出期限
令和6年8月22日（木）	・プレゼンテーション・ヒアリングの実施
令和6年8月27日（火）	・選定結果の通知、公表 ・契約に向けた受託候補者との協議 ・契約締結

3 委託事業者選定方法

公募により、事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案事業者と、委託内容、経費等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。ただし、複数の法人の連合体での参加はできません。プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(7)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書（様式2）を提出しなければなりません。また、6に掲げる提出期限内に参加表明書及び添付書類の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができません。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 過去3年間に、地方公共団体の自治体が発注した以下の実務のうち、いずれか一つ以上の受託実績を有すること。なお、調査・分析業務のみの受託実績は含まない。

ア 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業第1号事業の1）」間接補助事業を活用した業務の完了実績又は完了予定の実務実績

- イ 「地球温暖化対策実行計画」の策定又は改定業務の完了実績
 - ウ 「環境基本計画」の策定又は改定業務の完了実績
- (3) 本業務の従事者には、契約期間を通じて次のア又はイの者を配置することができること。
- ア (2)に該当する業務を経験した者を2名以上
 - イ 以下の(ア)から(エ)のいずれかの資格を有する者を少なくとも1人
 - (ア) 技術士（環境部門）
 - (イ) 技術士（資源工学部門）
 - (ウ) 技術士（衛生工学部門）
 - (エ) 技術士（総合技術監理部門）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) このプロポーザル方式実施の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、熱海市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定する更生手続開始の申立てがあった者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある法人でないこと。

5 熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託選定委員会の設置

- (1) 委託業務事業者を選定するため、本市職員等で構成する熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - ① 事業者の企画提案の審査に関すること。
 - ② 事業者の選定に関すること。

6 プロポーザル参加申込について

- (1) 本業務の参加意思は参加表明書（様式2）に次の書類を添付して提出すること。
 - ① 商業登記簿謄本（写しでも可、参加申込日から3カ月以内に発行されたもの）1部
 - ② 事業者概要（様式3）1部

- ③ 役員名簿（様式4）1部
 - ④ 地方公共団体の自治体が発注した同種業務の実績（様式5）
 - ⑤ 業務実施体制（様式6）
 - ⑥ 印鑑証明書 1部
- (2) 提出期限 令和6年7月10日（水）午後4時まで
 - (3) 提出先 事務局（「15 問合せ先」のとおり）
 - (4) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）又は持参
 - (5) 参加資格の審査 提出資料を基に参加資格の選考（一次審査（以下「一次審査」という。））を行います。一次審査の選考結果について、令和6年7月10日（水）までに参加申し込みをしていただいた全ての事業者へ書面にて通知する予定です。プレゼンテーション・ヒアリングの参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。
 - (6) 一次審査は非公開とし、選考結果についての異議申立ては受け付けられないものとする。

7 質問及び回答

(1) 質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、(様式1)により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

【提出先アドレス】kankyo@city.atami.shizuoka.jp

【提出期限】令和6年7月2日（火）正午受信分まで

(2) 回答

全ての質問と回答について、7月4日（木）までに市ホームページに掲載する。

8 参加資格の審査及び通知

参加資格の審査については、申込書及び添付書類を選定委員会で審査し、参加資格を有すると認められた場合は、「公募型プロポーザル参加要請書」（様式第10号）により、プロポーザルの参加を依頼するものとする。なお、参加資格を有すると認められない場合は、「参加資格不適合通知書」（様式第11号）によりその旨を通知する。

9 企画提案の方法

- (1) 選定委員会に対する企画提案のプレゼンテーションを実施する。
- (2) 選定委員会が企画提案を審査し、総合的に評価のうえ、最優秀企画提案事業者を受託候補者として選定する。

10 企画提案の応募方法について

(1) 提出書類について

以下の書類の作成に当たっては、使用するサイズは11ポイント以上とすること。

- ① 企画提案提出届（様式7）
- ② 会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）
- ③ 企画提案書（任意様式）A4縦 10枚以内（両面印刷可）、書式自由
- ④ 価格提案書（見積書）（任意様式。本体価格及び消費税10%の金額、積算内訳を記載。あて先は「熱海市長」とする。）
- ⑤ 誓約書（様式8）
- ⑥ プレゼンテーション出席報告書（様式9）
- ⑦ 業務の一部委任者・下請負人通知書（様式15）（該当する場合のみ）
- ⑧ 提出部数

10部（原本1部＋写し9部）とし、提出書類の規格は日本工業規格A4版サイズとする。（資料については、日本工業規格A3版の折込も認める。）

⑨ その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が業務委託費上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年8月7日（水）
- ② 提出先 事務局（下記 問合せ先）
- ③ 提出方法 持参（土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る）とする。

なお、郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(3) その他

- ① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由を持っても受理しない。
- ② 応募書類の差替え又は再提出は認めない。
- ③ 応募書類の作成及び応募に係る費用は提案者の負担とする。
- ④ 提案者が他の調査コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助支援を受

けて業務を実施する場合は、企画書にその旨を記載すること。

- ⑤ 本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委任し、又は請負しようとするときは、事前に書面で報告（様式 6、様式 15）しなければならない。この場合において、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。
- ⑥ 提出された書類については、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熱海市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ⑦ 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ⑧ 提出された応募書類は返却しない。
- ⑨ 企画提案書等の著作権は、熱海市に帰属する。
- ⑩ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- ⑪ 事業内容の詳細については、契約予定者を特定した後、協議により変更する場合がある。

1 1 企画提案（選定委員会）について

- (1) 日時 令和 6 年 8 月 22 日（木）9：30～（予定）
- (2) 場所 熱海市役所 第 1 庁舎 4 階第 1 会議室
- (3) 説明順序 提案書類の受付順とする。
- (4) 実施方法 1 団体につき説明時間 20 分以内とし、企画書についての説明を行った後、質疑応答を行う。
- (5) 評価点 選定委員会が企画提案を「1 2 審査（選定）基準について」により審査し、提案内容により選定委員ごとに採点する。
- (6) その他 会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコンその他必要なものは、提案者が持参することとする。

1 2 審査（選定）基準について

次頁に示す熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託 審査基準表による。

熱海市脱炭素ロードマップ策定支援業務委託事業者選定 評価シート

		評価項目	評価の観点	配点
一次審査 ※二次審査において再審査	業務実施	業務実施体制	本業務を実施できる人員配置・体制が確保され、人員配置が適正にされているか	10
		業務実績	熱海市に類似した産業構造の地方公共団体における同種、類似計画策定又は改定に十分な実績を有しているか	10
		実務経験	本業務の配置予定者が十分な経験を有しているか	10
二次審査	企画提案	熱海市の特性、他計画の理解	熱海市の地域特性や自然環境等の特徴を踏まえ、「第三次熱海市環境基本計画」「地球温暖化対策実行計画」などを理解した計画づくりが期待できる内容となっているか	10
		的確な調査状況及び推計	熱海市における温室効果ガス排出量の状況、再生可能エネルギーの導入状況やポテンシャルについての具体的で的確な調査手法及び2030年・2050年を見据えた温室効果ガス吸排出量の適切な推計手法が提案されているか	20
		再エネの実現化	熱海市の特徴を踏まえ、再生可能エネルギーの導入について具体的、効果的な提案がされているか	10
		脱炭素の実現化	熱海市の特徴を踏まえ、太陽光発電以外の新技術や、ハード面だけでなく、ソフト面も含めた脱炭素に繋がる手法、取り組みが提案されているか	20
		地域特性・課題の理解とその反映	熱海市の特徴を踏まえ、考慮すべき地域の強みや課題を的確に抽出し、課題解決のための手法が具体的に示されているか	30
		脱炭素シナリオの推進	熱海市の特徴を踏まえ、市民・事業者・観光客等を巻き込んだ具体的施策を構築するための手法が提案されているか	30
		独自提案	熱海市の特徴を生かし、工夫やアイデアや新たな視点からの積極的かつ実効性のある独自提案がされているか	30
		プレゼンテーション能力	発表や質問回答において、分かりやすい表現を用いる等、理解しやすく説得力のあるプレゼンテーションとなっているか	10
	業務工程	業務工程	業務遂行工程が整理されており、業務完了までの過程に具体性・実現性があるか	5
	業務経費	業務見積書	仕様書に定める業務を実施する上で適正な見積内容及び妥当な見積価格となっているか	5
合 計				200

(1) 一次審査

- ・ 4 参加資格の要件を満たさない者は、不適格とする。
- ・ 提出書類により審査を行い、選定する。
- ・ 審査の結果を「公募型プロポーザル参加要請書」又は「参加資格不適格通知書」を文書にて送付する。

(2) 二次審査

- ・ 提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。会場・時間等の詳細は一次審査結果の「公募型プロポーザル参加要請書」を確認すること。
1 者あたり 25 分（説明 20 分、質疑応答 5 分）を想定している

1 3 選定方法

- (1) 失格者を除いた者の内、評価点の合計が最も高い者を、受託候補者として選定する。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、選定委員会において各評価項目の採点結果に基づき審議を行い、受託候補者を選定する。
- (3) いずれの参加事業者も、評価点が総評価点の 6 割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

1 4 選定結果及び契約について

- (1) 全ての提案者に対して、8 月 27 日（火）の午後 4 時までに電子メールにて通知する。
- (2) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。
- (3) 審査結果に基づき、最優秀企画提案事業者と随意契約を締結する。企画書の提出期限後に契約予定者が参加資格条件に該当しなくなった場合、又は辞退を申し出た場合は、次順位の者と契約を締結することができる。

1 5 問合せ先

熱海市市民生活部協働環境課生活環境室

所在地 〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6271（直通）

FAX 0557-86-6276

メールアドレス kankyo@city.atami.shizuoka.jp